

令和 5 年度保育園等申込について Q&A

●受付期間、受付時間、受付場所について

Q1	受付時間内に行けない場合はどうしたらよいか。
A1	<p>スマートフォンやパソコンからも申し込みができます。詳しくは市のホームページをご覧ください。</p> <p>また、受付期間中の木曜日は、こども希望課で午後 7 時まで受け付けを行います。申請書は、申請書ダウンロードサービスをご利用ください。</p> <p>提出は、記入漏れや不備がなければ郵送でもかまいませんが、10 月 31 日までの消印が有効となります。</p>
Q2	スマートフォンやパソコンからの申し込みは誰でもできるのか。
A2	現在掛川市に住民登録しており、来年の 4 月以降も掛川市在住の方に限ります。
Q3	勤務先が市外のため、市外の保育園等を希望したい。どこに申し込めばよいか。
A3	<p>掛川市に住民登録をしている場合、原則掛川市へ申し込みをお願いします。ただし、市区町村によっては市区町村外の児童の受け入れをしていないところもありますので、こども希望課へご相談ください。</p> <p>希望する保育園等のある市区町村の提出期限までに、掛川市から依頼を行うため、希望する保育園等のある市区町村に提出期限を確認の上、余裕を持って提出してください。</p> <p>また、賃貸借契約の写しや別途他市区町村の様式での児童調査票等が必要になる場合がありますので、提出書類についても確認をお願いします。</p>
Q4	令和 5 年 3 月末までに市外へ転出予定のため、転出先の保育園等を希望したい。どこに申し込めばよいか。
A4	<p>掛川市に住民登録をしている場合、原則掛川市へ申し込みをお願いしますが、市区町村によっては転出先の市区町村へ直接申し込みができる場合がありますので、一度転出先の保育園等担当部署へご確認ください。</p> <p>なお、直接申し込みができない場合は、掛川市から依頼を行うため、希望する保育園等のある市区町村に提出期限を確認の上、余裕を持って提出してください。</p> <p>また、賃貸借契約の写しや別途他市区町村の様式での児童調査票等が必要になる場合がありますので、提出書類についても確認をお願いします。</p>
Q5	4 月 1 日入所希望だが申し込みを忘れていた。11 月以降でも受け付けてもらえるか。
A5	<p>4 月入園の申込期限は、10 月 31 日です。</p> <p>11 月以降は、5 月入園の申し込みになります。</p> <p>※どうしても 4 月入園の申し込みをしたい場合、受付はできますが、10 月 31 日の申込期限までに提出された方を入所選考した後で、申込期限後の方の入所選考（2 次選考）を行います。かなり不利になることを十分承知していただければ受付は可能です。</p>

●添付書類について

Q6	隣の家(同一敷地ではない)に住んでいる祖父母の就労証明書は必要か。 また近くに住んでいる場合、就労証明書は必要か。
A6	隣の家(同一敷地ではない)の祖父母等が 65 歳未満であれば提出をお願いいたします。世帯分離は同居と見なされます。なお、同居(または 50 メートル以内にお住まいの)祖父母が無職の場合でも、申し込みは可能ですが、65 歳未満の祖父母の就労有無を入所選考に反映するため、祖父母が勤務されている場合は就労証明書の提出をお願いしています。
Q7	自営業者(農業従事者)だが、自宅と店舗(田畑)が違う地区にある。自宅のある民生委員と店舗(田畑)がある民生委員のどちらに確認書を依頼するのか。
A7	自宅のある地区の民生委員に依頼してください。 ※以前より事業を行っており、昨年度の事業実績がわかる確定申告書の写しを添付される方は民生委員の証明は不要です。
Q8	就労証明書を本社に依頼するため、受け取りが遅くなる。そのため書類の提出が期日に間に合わない。どうすればよいか。
A8	受付期間を約 4 週間設けましたので、書類がすべて揃ってからご提出ください。 本社が県外等のために提出が間に合わない場合は、こども希望課へご相談ください。 就労証明書等の差し替えは、11 月末までとします。 12 月以降に提出された場合は、2 次選考以降に反映します。
Q9	有期雇用のため、就労証明書に記載された「雇用期間」が入所月前に切れた表記になっているが問題無いか。
A9	問題ありません。ただし、同じ契約内容で契約更新を予定している場合は「17 備考欄」へ「契約更新の予定あり」といった記載をしてもらってください。 ※契約更新時に就労時間等が変更となった際は速やかに再提出願います。 ※「契約更新の予定あり」といった記載が無い場合は、入所決定後に改めて就労証明書を提出してください。
Q10	きょうだいで申込をするが就労証明書等は 2 部必要か。
A10	きょうだい同時に入園申込する際は、原本を 1 部用意していただき、1 部は原本をコピーし添付してください。 また、きょうだいの一人が継続申請、一人が新規申込の際は、継続申請へ原本を付け、新規申込へコピーを添付してください。

●求職者について

Q11	求職中だが申し込めるか。またいつまでに就労証明書があるとよいか。
A11	<p>求職中の場合は、「求職活動状況申告書」をご記入いただき、申し込みをしてください。ハローワークでの登録票など添付できる書類がある場合は提出をお願いします。</p> <p>もし、就労先が決まった場合は、早急に就労証明書をご提出ください。11月末までに就労証明書を提出いただければ入所選考に反映させていただきます。</p> <p>提出が間に合わない場合でも、提出され次第、2次選考以降に反映しますので、決定した時点での書類提出をお願いします。(求職の場合、優先順位はかなり低ですが、就労証明書を提出いただければ、それ以降に審査する際に優先度を上げることができます。)</p> <p>なお、求職中で入所が可能となった場合、入所月を含めて、3か月以内に就労証明書の提出をお願いします。</p>

●入園基準について

Q12	内職をしているが申し込めるか。
A12	申し込めますが、家族の介護や看護をしながら内職をしているなど、特別な事情がある場合は、こども希望課へご相談ください。

●今年度(令和4年度)入園待機中の場合について

Q13	現在、入園待機中だが、引き続き令和5年度も入園を希望する。その場合、再度申し込みをする必要があるか。
A13	<p>再度の申し込みが必要です。就労状況も変わるため、年度ごと申し込みが必要です。</p> <p>(9月1日時点で判明している「10月までの入所希望を出したが待機となった方」には、年度ごと申し込みが必要の旨通知します。)</p>
Q14	現在保育園を待機している。来年度も待機になることはあるのか。
A14	園の受け入れ人数、申し込み状況、優先度、就労内容などによっては、待機し続けても入園できないこともあります。待機をしているという加点はありません。

●入所選考について

Q15	園の受け入れ人数に対して申込者数の方が多い場合は、どのように入所選考が行われるのか。
A15	入園選考基準表に基づき選考します。
Q16	希望園は3園記入しないといけないのか。また、1園しか記入しなければその園に入りやすくなるのか。
A16	必ず3園書く必要はありません。入園決定した際に通える園を3園以内で記入してください。また、希望園を1園しか記入しなくても基準点は変わりませんので、入りやすくなることはありません。

●今年度（令和4年度）の入園申込を提出中またはこれから申込をする場合について

Q17	令和4年11月1日入園希望として申し込みをしている。まだ入園できるかわかっていない。引き続き令和5年度も希望をする。その場合、再度申し込みをする必要があるか。
A17	11月入所申込の結果がでるのが、4月申込期間中になりますので、11月以降の入園申込をされる（された）方は、結果に関わらず令和5年度の申込書を提出する必要があります。 今年度入園が決まった場合は、令和5年度分の申込書は、継続の書類と替えさせていただきます。（転園希望の場合を除く）

●幼稚園との併願について

Q18	幼稚園の申し込みと併願ができるか。
A18	父母が就労を予定している場合、もしくは規定時間以上の勤務をしている場合は可能ですが、幼稚園にも保育園等入園の意思がある旨をお伝えください。
Q19	現在、幼稚園に在園中だが、申し込めるか。
A19	保育園等の入園のための要件を満たしていれば、幼稚園在園中でも申し込みは可能です。退園届は不要ですが、幼稚園にも保育園等入園の意思がある旨はお伝えください。

●他市に在住していて掛川市の園を希望することについて

Q20	受付期間後に掛川市に転入をする予定だが、申し込めるか。
A20	申請書提出から30日以内に「認定証」を発行するため、住民票がある役所にて掛川市の保育園等への入所（広域入所）の申し込みを行ってください。この時、転入する時期、住所が決まっているようでしたら、必ずその旨を記入してください。 転入届提出（掛川市への住民登録）後、掛川市こども希望課にお越しいただき、再度、掛川市での入園申込書の様式に記入していただく必要があります。 他市から転入予定で、4月申し込みをして入園が決定した方は、3月末までに掛川市へ転入届（住民登録）を必ず提出してください。 ※直接掛川市へ申込み出来るケースもありますので、一度こども希望課へお問い合わせください。 ※3月末までに、掛川市への転入手続きがされない場合は、内定を取り消します。
Q21	掛川市に転入予定はないが、掛川市内の園を申し込めるか。
A21	申込みは可能ですが、市民を優先するため、入園をご案内することは極めて困難と思われます。

・産休・育休について

Q22	現在妊娠中だが、上の子の入園申込は出せますか。
A22	出産前3か月、出産後3か月の最長6か月の入園申込であれば申し込みができます。 (例) 8月8日出産予定の場合、5月1日～10月末か6月1日～11月末のいずれかを選択していただきます。
Q23	現在、下の子の育児休暇中ですが、上の子の入園申込はできますか。
A23	育児休暇中に入園申込はできません。ただし、きょうだい同時に入園申込をして、入園後翌月15日までに職場復帰するのならば入園申込は可能です。

・連携園について

Q24	連携園とはなんですか。
A24	連携園とは小規模保育事業所と保育園もしくはこども園が、保育内容・施設設備の支援及び小規模保育事業所卒園後の優先入園の取り決め等を行っている園のことです。詳しくはこども希望課へお問い合わせください。

●その他

Q25	入園申込説明会は参加しないといけないのか。
A25	保育園等の申込に関する基本的な事を説明します。過去に保育園等を申し込んだことがある方等で概ね承知している方は参加する必要はありません。 また、当日ご参加できない方へは、電話や窓口にて随時説明いたしますので、お気軽にお問い合わせください。
Q26	入園の可否はいつわかるのか。
A26	4月入園希望者への連絡は、令和5年1月末頃にご自宅に文書を郵送します。 5月以降の入園希望者への連絡は入所希望日の1か月前に文書を郵送します。ただし、転入が完了していない方については、転居確認後通知いたします。
Q27	希望園の変更は、いつまで可能か。
A27	4月入園申込は、申し込みの提出期限が10月31日なので、10月31日までの希望園変更は可能です。5月以降入園申込はそれぞれの入園月の申し込み提出期限まで変更可能です。
Q28	現在、保育園に入所中ですが、転園希望はできますか。
A28	年度が変わる4月申し込みの時に転園希望の申請はできます。 その場合、在園している園に転園希望を出すことを伝えていただいた上で、4月入所の一斉申し込みの時に新規申請をお願いします。 ※年度途中の転園はできません。